

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年松江市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第 25 条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ _____ _____ 4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間)	第 25 条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、休憩時間の始めまで連続し、休憩時間の終わりから連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間を超えない範囲内の時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u>とする。 (介護時間)
第 25 条の 3 略 2 介護時間は、1 日を通じ _____ _____ 2 時間(育児休業法第 19 条第 1 項の規定による <u>同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する</u> 部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等</u>	第 25 条の 3 略 2 介護時間は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、休憩時間の始めまで連続し、休憩時間の終わりから連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間(育児休業法第 19 条第 1 項の規定による _____ 部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u>を超えない範囲内の時間とする。

に対する意向確認等)

第 35 条 条例第 19 条第 1 項第 1 号に規定する
申出職員の仕事と育児との両立に資する
制度又は措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する
部分休業
- (3) 条例第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定
により育児短時間勤務職員等について週
休日を設け、又は勤務時間を割り振るこ
と。
- (4) 条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により
早出遅出勤務をさせること。
- (5) 条例第 9 条第 1 項の規定により深夜
勤務をさせないこと。
- (6) 条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定
により時間外勤務をさせないこと。
- (7) 別表第 2 の 9 の項又は別表第 2 の 2
の 8 の項に規定する育児時間休暇
- (8) 別表第 2 の 10 の項又は別表第 2 の 2
の 9 の項に規定する妻の出産補助休暇
- (9) 別表第 2 の 11 の項又は別表第 2 の 2
の 10 の項に規定する夫の育児参加休暇
- (10) 別表第 2 の 12 の項又は別表第 2 の 2
の 11 の項に規定する子の看護等休暇
- (11) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第
4 号の規定により職員の休憩時間を短縮
すること。

2 条例第 19 条第 1 項第 1 号の規定により申
出職員に知らせる事項は、次に掲げる事項
とする。

- (1) 前項各号に掲げる制度又は措置

(2) 前号の申告先、請求先又は申出先

(3) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 70 条の 5 第 1 項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合には、次の各号のいずれかの方法(第 3 号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によつて行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次条において「電子メール等」という。)を送信する方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

4 条例第 19 条第 1 項第 3 号又は第 2 項第 3 号の職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

5 条例第 19 条第 2 項の対象職員が複数の 3 歳に満たない子を養育している場合において、そのうち 1 人の子に係る次項に規定す

る期間内に条例第 19 条第 2 項の規定による措置を講じた時点がその他の子に係る次項に規定する期間の始期の到来前であるときは、当該その他の子に係る当該期間内に条例第 19 条第 2 項の規定による措置を講じなければならない。

6 条例第 19 条第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

7 条例第 19 条第 2 項第 1 号に規定する対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置は、第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号から第 11 号までに掲げる制度又は措置とする。

8 条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定により対象職員に知らせる事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項に規定する制度又は措置

(2) 前号の請求先、申告先又は申出先

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 36 条 条例第 19 条の 2 第 1 項の仕事と介護との両立に資する制度又は措置は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 条例第 9 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 2 項又は第 3 項の規定により時間外勤務をさせないこと。

(7)～(9) 略

2 条例第 19 条の 2 第 1 項の規定により職員に知らせる事項は、次に掲げる事項とする。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 35 条 条例第 19 条 第 1 項の仕事と介護との両立に資する制度又は措置は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 条例第 9 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 2 項又は第 3 項の規定により超過勤務をさせないこと。

(7)～(9) 略

2 条例第 19 条 第 1 項の規定により職員に知らせる事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) 略 (3) 地方公務員等共済組合法_____ _____第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項 3 条例第19条の2第1項又は第2項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次の各号のいずれかの方法(同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 電子メール等_____ _____ _____ _____ _____ を送信する方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) 4 条例第19条の2第1項の面談その他の措置は、次に掲げるもの(第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。)とする。 (1)～(3) 略 第37条～第39条 略	(1)・(2) 略 (3) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項 3 条例第19条第1項又は第2項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次の各号のいずれかの方法(同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次項第3号において「電子メール等」という。) を送信する方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) 4 条例第19条第1項の面談その他の措置は、次に掲げるもの(第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。)とする。 (1)～(3) 略 第36条～第38条 略
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。